

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による平成25年5月23日付け大規模小売店舗の新設の届出について、法第8条第1項の規定により向日市から意見を聴取しましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成25年10月21日

京都市長 門川 大作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンモール京都桂川

京都府京都市南区久世高田町376番1 他4筆

京都府向日市寺戸町九ノ坪50番1

2 届出者の氏名及び住所

イオンモール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 意見の概要

特に意見を有しない

4 縦覧場所、期間及び時間

（1）縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成25年10月21日(月)から平成25年11月21日(木)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

(産業観光局商工部商業振興課)